

(様式 6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	16-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	23-2	不利益処分の種類	大気汚染緊急時の措置命令
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）					
（緊急時の措置）					
第二十三条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。					
2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、 都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。					
大気汚染防止法施行令（昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号）					
（緊急時）					
第十一条					
2 法第二十三条第二項の政令で定める場合は、別表第五の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。					

(様式 6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	16-2	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	23-2	不利益処分の種類	大気汚染緊急時の措置命令
別表第五（第十一条関係）					
硫黄酸化物	<ul style="list-style-type: none"> 一 大気中における含有率の一時間値（次項を除き、以下単に「一時間値」という。）百万分の〇・二以上である大気汚染の状態が三時間継続した場合 二 一時間値百万分の〇・三以上である大気汚染の状態が二時間継続した場合 三 一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染の状態になった場合 四 一時間値の四十八時間平均値百万分の〇・一五以上である大気汚染の状態になった場合 		<ul style="list-style-type: none"> 一 一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染の状態が三時間継続した場合 二 一時間値百万分の〇・七以上である大気汚染の状態が二時間継続した場合 		
浮遊粒子状物質	大気中における量の一時間値が一立方メートルにつき二・〇ミリグラム以上である大気汚染の状態が二時間継続した場合			大気中における量の一時間値が一立方メートルにつき三・〇ミリグラム以上である大気汚染の状態が三時間継続した場合	
一酸化炭素	一時間値百万分の三〇以上である大気汚染の状態になった場合			一時間値百万分の五〇以上である大気汚染の状態になった場合	
二酸化窒素	一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染の状態になった場合			一時間値百万分の一以上である大気汚染の状態になった場合	
オキシダント	一時間値百万分の〇・一二以上である大気汚染の状態になった場合			一時間値百万分の〇・四以上である大気汚染の状態になった場合	
備考 この表に規定する一時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。					